

# こころ豊かな美しい兵庫推進会議規約

## (名 称)

第1条 この会はこころ豊かな美しい兵庫推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 推進会議の事務所は、兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課内に置く。

## (目 的)

第3条 推進会議は、県民一人ひとりの参画と協働の考え方を広く呼びかけるとともに、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、すべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える美しい兵庫をめざす県民運動を提唱し、構成団体をはじめとする多様な主体が自ら地域課題を発見し、課題に応じて重層的なネットワークを築きながら連携・協働して地域課題に取り組むことを推進することにより“こころ豊かな美しい兵庫”の実現を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) “こころ豊かな美しい兵庫”をめざす県民運動の普及啓発及び実践に関すること。
- (2) 構成団体相互間の連絡調整及び関係行政機関との連絡に関すること。
- (3) その他この推進会議の目的達成のための必要な事業に関すること。

## (組 織)

第5条 推進会議は、“こころ豊かな美しい兵庫”をめざす県民運動に賛同する団体及び個人をもって組織する。

## (役 員)

第6条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会で選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員の職務)

第7条 会長は、会務を統括し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位によって、その職務を代行する。

3 理事は、推進会議の運営に必要な事項を掌理する。

4 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

## (顧 問)

第8条 推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

## (会 議)

第9条 推進会議の会議は、総会及び役員会とする。

## (総 会)

第10条 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、隨時これを招集することができる。

2 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 推進会議の規約の改正に関すること。
- (2) 役員の選任に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (5) その他推進会議の運営に関する重要事項に関すること。

## (会長の専決)

第11条 総会の議決を要する事項のうち、前条第2項第3号、第4号及び第5号の事項につき、緊急を要するときは、会長は役員会の承認を経て専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(役員会)

- 第12条 役員会は、会長がこれを招集する。
- 2 役員会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。
- 3 役員会は、次の事項を審議する。
- (1) “こころ豊かな美しい兵庫”をめざす県民運動の基本方策に関すること。
- (2) 総会に提出する議案に関すること。
- (3) 前条に規定する専決処分に関すること。
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関すること。

(部 会)

- 第13条 推進会議の運営又は事業を円滑かつ効果的に推進するため、部会を置くことができる。

(事務局)

- 第14条 推進会議に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置き、会長が委嘱する。
- 3 事務局の運営に関する事項については、別に定める。

(経 費)

- 第15条 推進会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入等をもってあてる。

(会計年度)

- 第16条 推進会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和55年9月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。